

1) 防災拠点としての施設づくり / 防災拠点計画

1. 災害対策本部の設置

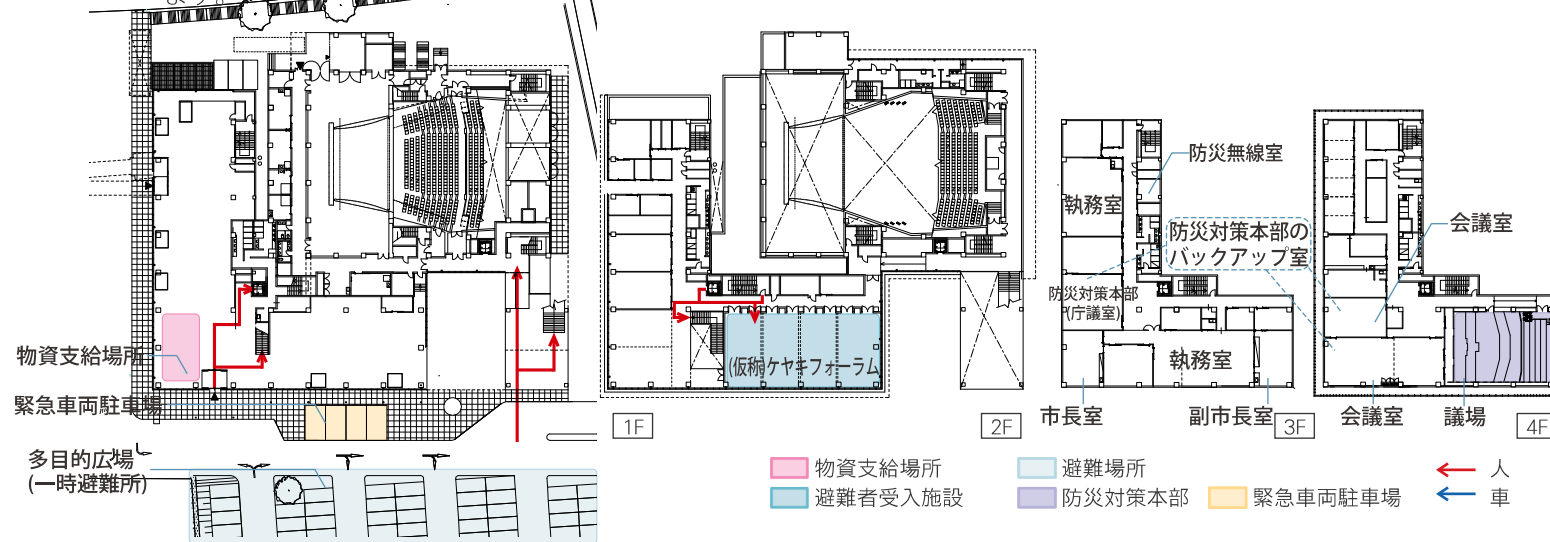
- ・3階に設置した庁議室を中心に市の災害対策本部が形成され、建物及び敷地全体が災害対策活動の拠点として機能するよう整備します。
- ・1階はエントランスホール中心に、その周囲を物資保管所や緊急車両駐車場などの諸機能が取り囲む中心的な場とします。

2. 避難者対策

- ・2階の(仮称)ケヤキフォーラム、会議室、ホールホワイエは避難者の受け入れ施設として利用可能です。

3. 多目的広場の多目的利用(車輛動線の確保)

- ・多目的広場は防災拠点としての具体的な活動の場(災害時の支援物資の受入・搬入スペース等、多様な使い方ができるオープンスペース)として、活用する計画とします。
- ・外構にはベンチ(かまど付き)等を設置し、災害時の調理を可能とすると共に、マンホールトイレの利用も可能とします。



●災害対策本部(庁舎3階会議室)と(仮称)ケヤキフォーラムを中心とした災害対策について

4. インフラのバックアップ

- ・ライフラインが途絶した場合にも防災拠点としての機能を維持するために、下記の配慮を行います。

(1) 電気設備

- ・自家発電設備(72時間運転対応)を設置します。
- ・発電機電源で防災拠点として必要な照明・コンセントの機能を確保します。
- ・情報設備は光ケーブル、メタルケーブルの引込み多重化を図ります。

(2) 空調設備

- ・防災上必要な室は電気熱源とし、発電機電源による空調および換気を可能とします。

(3) 給排水設備

- ・受水槽には緊急遮断弁を設置し、地震時にも確実に上水を貯水します。
- ・中水槽を設置し、雨水(や井戸水)を利用した水源の多様化を図り、水源の確保に努めます。
- ・排水槽の設置により、下水道の途絶時においても、相当期間にわたり必要な機能を維持するために要する排水機能を確保します。
- ・ポンプ類は発電機電源とすることによって、防災拠点として必要な機能を確保します。

2) 災害に備えた施設づくり / 施設性能の確保

- ・今後予測される巨大地震や様々な災害に対処する防災拠点として機能するために、耐震構造の採用や浸水対策など十分な配慮を行います。官庁施設の基本的性能基準に基づき、建物の性能を以下の通りとします。

1. 耐震性能

- ・構造体の耐震性能についてはⅠ類(各階の保有水平耐力が建築基準法で定める基準の1.5倍)として計画します。
- ・設備の耐震性能については甲類とします。
- ・常時荷重により構造体に使用上の支障が生じないこととします。

2. 耐火性能 / 初期火災の拡大防止性

- ・各諸室の耐火性能は基本的にⅣ類とし、火災による建築物の倒壊に至る主要構造部の損傷及び隣接する防火区画への延焼の防止を計ります。
- ・設備機械系諸室についてはⅢ類とし、火災による建築物の倒壊に至る主要構造部の損傷及び対象とする室の内外の間で延焼の防止を図ります。
- ・各諸室の初期火災の拡大防止性はⅡ類とし、出火しにくいよう配慮するとともに、初期火災の段階での消火を可能とします。

3. 火災時の避難安全性

- ・不特定かつ多数の人が利用する施設として、火災時の避難安全性はⅠ類とし、高齢者、障害者等を含めた不特定かつ多数の利用者の安全な避難を確保しています。

4. 耐風

- ・構造体・非構造体はⅡ類とし、建築基準法施行令第87条に規定される風圧力の1.15倍の風圧力に対して、構造耐力上安全であることを確認し、稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保を図ります。
- ・設備はⅡ類とし、災害応急対策活動上必要な機器等は、建築基準法施行令第129条の2の4に規定される風圧力の1.15倍の風圧力に対して、構造耐力上安全であることを確認します。その他の機器等は、建築基準法施行令第129条の2の4に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全であることを確認します。

5. 対落雷

- ・対落雷性能はⅢ類とし、施設外への落雷に対して、施設の主要な機能の確保を図ります。